

令和 8 年度 湯沢雄勝リサイクルセンター人材派遣委託（運転管理）

令和 8 年度 湯沢雄勝リサイクルセンター人材派遣委託（運転管理）に係る見積徴取を行います。

- 1 業務内容 別紙「設計書」及び「仕様書」による。
- 2 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 参加資格 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体
- 4 決定方法 見積徴取による随意契約
- 5 提出期限 令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 3 時
- 6 提出場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班
（〒012-0827 湯沢市表町三丁目 3 番 14 号 消防庁舎 2 階）
- 7 注意事項
 - （1）見積書に、住所、事業所名、代表者氏名を記入し、押印すること。
 - （2）見積書価格は、1 人 1 時間当たりの単価とし、消費税を含まないこと。
 - （3）見積書提出に当たり、別紙「誓約書」を提出すること。
 - （4）業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その他、発注者の不利益となる行為をしてはならない。

事務局長		課長		班長		班員		検算		設計	
------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

業 務 名

令和8年度 湯沢雄勝リサイクルセンター人材派遣委託（運転管理）

金 抜 き 設 計 書

業 務 番 号 —

業 務 場 所 湯沢市駒形町字八面狼ヶ沢18番地 4

仕 様 概 要

業 務 内 容 湯沢雄勝リサイクルセンターへの人材派遣

履 行 期 間 1 年間

着 手 年 月 日 令和8年4月1日

完 成 年 月 日 令和9年3月31日

設 計 額 1 人 1 時間当たり基本料金

令和8年度 湯沢雄勝リサイクルセンター 人材派遣委託(運転管理) 金抜き設計書

(単位:円)

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
人材派遣(運転管理)	1人 1日 7.5時間勤務	1	時間			基本料金
合 計						

令和8年度

湯沢雄勝リサイクルセンター

人材派遣委託（運転管理）

発 注 仕 様 書

湯沢雄勝広域市町村圏組合

この仕様書は、湯沢雄勝リサイクルセンターの人材派遣委託の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

1 派遣業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称 令和8年度 湯沢雄勝リサイクルセンター人材派遣委託（運転管理）

(2) 委託場所 湯沢市駒形町字八面狼ヶ沢18番地4

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 就業日 毎週月曜日から金曜日（祝日及び発注者が指定する日を除く。）

(5) 就業時間 原則午前8時30分から午後5時まで（休憩1時間）

(6) 派遣人数 2人

(7) 業務委託料 1人1時間当たりの単価とする。

(8) 派遣業務内容

ア リサイクルセンター内の各処理設備の運転管理、機器類の点検・清掃業務

イ ホイルローダ・4トンダンプによる運搬業務

ウ 敷地内の除草作業、塗装作業及び軽易な土木作業

エ ホイルローダ・パワーショベル・除雪機による除雪・排雪及び建屋の雪下ろし作業

オ その他業務上必要な作業

- 2 受注者の業務員は、常に健康状態に留意し、健康状態不良のときは業務に従事しないこと。また、従事しないことが判明した際には、受注者の業務責任者は速やかに発注者に連絡し、双方で対応を協議すること。
- 3 業務責任者は、受注者の業務員を契約締結後速やかに書面をもって発注者に報告すること。また、都合により受注者の業務員が契約期間内に変更となった場合においても、受注者は書面をもって発注者に報告すること。
- 4 受注者の業務員は、業務時間内は接客の言動には注意し、利用者等に親切丁寧に対応すること。
- 5 受注者の業務員は、業務時間内は業務にふさわしい服装をすること。
- 6 受注者の業務員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。
- 7 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

誓約書

令和 年 月 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称
及び代表者名 _____ 印

湯沢雄勝広域市町村圏組合が実施する「令和8年度 湯沢雄勝リサイクルセンター人材派遣委託（運転管理）」に係る見積への参加申込に当たって、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げられた者に該当しません。
- 2 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 湯沢雄勝広域市町村圏組合暴力団排除措置要綱（平成30年告示第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している会社、事業所等であること。
 - (2) 役員等（個人の場合は代表者、法人の場合は登記簿謄本等に記載されているすべての者及び受任者）が、暴力団員であること、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 3 仕入れ委託先の会社、事業所等が暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していることを知りながら、契約等の取引をすることはありません。
- 4 暴力団又は暴力団員からの不当な要求には決して応じません。また、不当な要求があった場合には、直ちに警察署へ通報【110番通報等】するとともに、湯沢雄勝広域市町村圏組合に報告します。